

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法]該当する項目の「・」に○マークを記入する。

(担当係長等)

| 考查項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---------|----------|---------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| 2. 施工状況 | II. 工程管理 | 工程管理が非常に優れている | 工程管理がやや優れている | 他の事項に該当しない場合 | 工程管理がやや不満である | 工程管理が不備である |

「評価対象項目」

- ・ 当該工事において、施工条件の変更等により工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。
 - ・ 工期の1割以上の余裕をもって完了させた。
 - ・ 雪・波浪等の気象条件を考慮し、竣工検査を前提とした臨時検査等が、適切で、かつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。
 - ・ 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。
 - ・ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- ・隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。
 - ・ 調整区間2つ以上、調整回数2回以上。(運搬路の利用調整など)
 - ・ 工事調整が工程短縮の要因となった。(調整機関・回数が1回)
- ・地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。
 - ・ 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。
- ・代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
 - ・ 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。
- ・配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
 - ・ 工程に空き、無駄がなかった。
 - ・ 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。
 - ・ 現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。
- ・「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項がない。
 - 「施工プロセス」チェックによる指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
- ・その他()

(採点指標)

- * 複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば○評価とする。
- * 評価項目が4項目以上…a 2項目以上…b その他…c(該当項目がなくとも、工期内に工事を完成)
- * 自主的な工程管理がなされず、監督員と協議の上で、改善指示の文書が出した場合…d
- * 請負者の責により工期内に工事が完成しなかった場合…e で評価を行う。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法]該当する項目の「・」に○マークを記入する。

(担当係長等)

| 考查項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---------|-----------|---|--------------|--------------|--------------|------------|
| 2. 施工状況 | III. 安全対策 | 安全対策が非常に優れている 「評価対象項目」 <ul style="list-style-type: none">・ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。<ul style="list-style-type: none">・ 当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を承知している。・ 災害に対する防止対策が十分である。・ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。<ul style="list-style-type: none">・ 会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。・ 現場に安全組織表が掲載され、担当者とその職務が明確になっている。 (統括安全衛生管理者・元方安全衛生管理者・店舗安全衛生管理者)・ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。<ul style="list-style-type: none">・ 独自性がある。(現場条件に適した独自の安全管理を実施している。)・ 低コストで、他の工事等への汎用が可能である。・ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを發揮している。<ul style="list-style-type: none">・ 協議会の幹事等の役員として、月一回以上積極的に活動している。・ その都度の開催の目的意識が明確化されている。・ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。<ul style="list-style-type: none">・ 誘導員の適切な交通誘導や、案内対応が良い。・ 地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。・ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項がない。<ul style="list-style-type: none">・ 「施工プロセス」チェックによる指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。・ その他 () | 安全対策がやや優れている | 他の事項に該当しない場合 | 安全対策がやや不満である | 安全対策が不備である |

(採点指標)

- * 複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば○評価とする。
- * 評価項目が5項目以上…a 3項目以上…b その他…c
- * 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った場合…d
- * 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた場合…e で評価を行う。

ただし

- * 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価としないこと。
(事故が発生した場合の安全管理の適否については、工事検査職員が判断するので、評価者はその判断を確認する。)

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

〔記入方法〕該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。

(担当係長等)

| 考查項目 | 細別 | 工事特性キーワード一覧表 | 事例項目（具体的な施工条件等への対応事例） |
|--------------|------------------------|--|--|
| 4. 工事特性等への対応 | I. 施工条件等への対応 | <p>1. 構造物の特性への対応</p> <p>□ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p>□ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>□ 3. その他 [理由:]</p> | <p>(1.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 切土の土工量:20万m³以上、盛土の土工量:15万m³以上、護岸・突堤の平均高さ:10m以上 トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上 樋門又は樋管の内空断面積:15m²以上、揚排水機場の吐出管径:2000mm以上 堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上 堰又は水門の扉体面積:50m²/門以上、トンネル(開削工法)の掘削深さ:20m以上 トンネル(NATM)の内空断面積:100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空断面積:300m²以上 海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長:150m以上 浚渫工の浚渫土量:100万m³以上、流路工の計画高水流量:500m³以上 砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上 転流トンネルの流下能力:400m³/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上 橋梁上部工の最大支間長:100m以上 <p>(2.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 供用中の道路トンネルの拡幅工事 <p>(3.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 その他、技術固有の難しさへの対応が必要な工事 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事 <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> |
| | 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 | <p>4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>□ 5. 周辺環境状況により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>□ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>□ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>□ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p>□ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>□ 10. その他 [理由:]</p> | <p>(4.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用中の道路と交差する橋梁などの工事 市街地等の家屋密集地での、道路をアンダーパスする工事 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 <p>(5.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 <p>(6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地での夜間工事 DID地区での工事 <p>(7.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事 <p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業現場が広範囲に分布している工事 <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事 <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば3点の加点とする。</p> |

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

〔記入方法〕該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。

(担当係長等)

| 考查項目 | 細別 | 工事特性キーワード一覧表 | 事例項目（具体的な施工条件等への対応事例） |
|------------------|------------------|--|---|
| 4. 工事特性 等への対応 | I. 施工条件 等への対応 | <p>3. 厳し自然・地盤条件への対応</p> <p>□ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>□ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>□ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事</p> <p>□ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>□ 15. その他 [理由:]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> | <p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深基礎基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事 もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・ その他、災害時における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 |
| | | <p>4. 長期工事における安全確保への対応</p> <p>□ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p>□ 17. その他 [理由:]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば3点の加点とする。</p> | |
| | 評 価 | 評点 : _____ 点 | |

※1. 工事特性は最大10点の加点評価する。

※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考にする。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法]該当する事例項目の「・」に○マークを記入する。

(担当係長等)

| 考查項目 | 細別 | a | a' | b | b' | c |
|---------|------------|-------------|---------------|------------|---------------|--------------|
| 6. 社会性等 | I. 地域への貢献等 | 貢献が非常に優れている | bより貢献がやや優れている | 貢献がやや優れている | cより貢献がやや優れている | 他の事項に該当しない場合 |

・ 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
 　・ 主体的に取り組んだ。
 　・ 地域の活動に積極的に参加した。

・ 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
 　・ 主体的に取り組んだ。
 　・ 地域の活動に積極的に参加した。

・ 3. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。
 　・ 主体的に取り組んだ。
 　・ 地域と合同で取り組んだ。

・ 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
 　・ 主体的に取り組んだ。
 　・ 地域と合同で取り組んだ。

・ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
 　・ 主体的に取り組んだ。
 　・ 地域と合同で取り組んだ。

・ 6. 災害時などにおいて、地域への支援または行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
 　・ 主体的に取り組んだ。
 　・ 地域と合同で取り組んだ。

・ 7. その他 ()
 　・ 現場の交通体制を地域住民に周知していた。
 　・ 通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。
 　・ 休止中、及び中止期間中の対応が適切だった。(現場代理人が定期的に監視していた。)

(採点指標)
 * :複数のチェック項目がある場合、いずれかが該当すれば評価(○)とする。
 * :ただし、提出された「別紙6-1工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」、「別紙6-2工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により主体性、具体性等を評価することから、提出がない場合は「c」評価とする。
 * :評価項目が4項目以上…a 3項目以上…a' 2項目以上…b 1項目以上…b' その他…c (別紙6提出のないものを含む)

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する(該当工事以外の貢献は評価の対象としない)。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法]該当する「措置内容」の項目の□に「レ点」マークを記入する。

(担当係長等)

| 考查項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|----|---|------|--|------|--|------|--|------|---|------|------------------------------------|------|--|------|--|
| 7. 法令遵守等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当(文書警告・文書注意)</td><td>- 8点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当</td><td>- 5点</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。</td><td>- 3点</td></tr> </tbody> </table> | 措置内容 | 点数 | <input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上 | -20点 | <input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 | -15点 | <input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 | -13点 | <input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満 | -10点 | <input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当(文書警告・文書注意) | - 8点 | <input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当 | - 5点 | <input type="checkbox"/> 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。 | - 3点 | |
| 措置内容 | 点数 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上 | -20点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 | -15点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 | -13点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満 | -10点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当(文書警告・文書注意) | - 8点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当 | - 5点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。 | - 3点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※1. 工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた場合に適応する。(適応事例がない場合は、該当なし) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※2. 完成検査後に指名停止等の処分があつた場合は、速やかに評点を修正する。(佐渡市工事成績評定実施要綱 第11条による) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1 入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。 2 承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行つた。 3 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 4 当該工事関係者が贈収賄により逮捕又は公訴された。 5 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等) 6 使用人等に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 7 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 8 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 9 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業会員、暴力団関係者がいることが判明した。 10 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 11 施工体制台帳、施行体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行つたが、これに従わなかつた。 12 安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 (事故が発生した場合の安全管理の適否については、事故報告を受けた検査職員が判断する。)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 総合評価 技術提案 | <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の履行が確認できない場合は、不履行を選択し、工事成績評定点の減点を行う。(佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領第12条第3項) <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 配置予定技術者が配置されていない。</td><td>- 3点</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の運用基準第10条第1項 配置予定技術者が配置できなかつた場合は、考查項目総合評価履行確認にて3点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、病気、けが、退職、死亡等予測不可能なやむを得ない事情で変更を認める場合(市の承認を得た上で配置予定技術者と同等以上の技術者を配置する場合)、産前産後休業・育児休業又は介護休業により途中休業する場合は、交代する技術者の評価にかかわらず減点しない。</p> | 措置内容 | 点数 | <input type="checkbox"/> 1. 配置予定技術者が配置されていない。 | - 3点 | | | | | | | | | | | | | |
| 措置内容 | 点数 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 1. 配置予定技術者が配置されていない。 | - 3点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |